

三木町告示第 101 号
令和 7 年 4 月 8 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 9 月 13 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した公社氷上団地自治会について、次のとおり告示事項を変更した。

三木町長 伊 藤 良 春

記

- 1 変更原因 令和 7 年 4 月 4 日付け告示事項変更届出による。
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者
木田郡三木町大字氷上 2050 番地 25 谷本 守 から
木田郡三木町大字氷上 2092 番地 14 内田 理砂に変更
- 3 変更の年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由 令和 6 年度役員総会にて任期満了による役員改選のため。